

商品概要説明書

J A 農機ハウスローン

(令和5年8月12日現在)

| 商品名 | J A 農機ハウスローン |
|-----------|--|
| ご利用いただける方 | <p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 当 J A の組合員（正組合員・准組合員）であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。○ お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、原則として最終償還時の年齢が満 76 歳未満の方。ただし、最終償還時の年齢が満 76 歳以上満 86 歳未満の場合で、相続人（原則として農業後継者）の存在が確認できる場合は対象となります。 ※ 最終償還時の年齢が満 86 歳以上であっても、審査によって対象となります。なお、必要に応じて保証人を求める場合があります。○ 前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします）。 ※ただし、正組合員または正組合員後継者の方はこの限りではありません。○ 生活の本拠が定まっており、原則として、現在の住所に 1 年以上居住している方。1 年未満の場合は、自己住宅を所有している方。○ 新規の取得の場合、原則、本ローンのお借入金を当 J A から販売業者に全額振込が可能である方。 ※販売業者へ振込済の場合でも、一定の要件を満たす場合は対象となります。○ 神奈川県農業信用基金協会の保証が受けられる方。○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。 <p>【法人等】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 当 J A の組合員（正組合員・准組合員）であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。○ 原則として三期分の決算書の提出が可能で、かつ原則として直近決算期において繰越欠損金を有しない方。○ 設立後 1 年以上 3 年未満で創業赤字がある場合、当初事業計画と大幅な乖離がない方。○ 新規の取得の場合、本ローンのお借入金を当 J A から販売業者に全額振込が可能である方。○ 法人団体について、設立後 1 年以上経過していること。○ 神奈川県農業信用基金協会の保証が受けられる方。○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。 |
| 資金使途 | <ul style="list-style-type: none">○ 農機具の購入（中古農機を含む。）、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要なご資金、および他金融機関等の農機具ローンのお借換資金。 ただし、お借換資金の場合、300 万円未満かつ残債の範囲内に限ります。○ パイプハウス等資材、建設費用。○ 発電・蓄電設備の取得資金。○ 格納庫建設資金。 |
| 借入金額 | <ul style="list-style-type: none">○ 3,000 万円以内（1 万円単位）かつ、所要額以内とします。 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|-------|-------|-------|--------|----|-----|--------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 借入期間 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として1年以上15年（法定耐用年数）以内とします。 ○ 他金融機関等からのお借換えの場合は、当初借入期間の残存期間以内とします。 | | | | | | | | | | | | |
| 借入利率 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 当JA所定の利率といたします。詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わせください。 | | | | | | | | | | | | |
| 返済方法 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）もしくは元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済・年1回返済・年2回返済・特定月増額返済（毎月返済に加え、6か月ごとの特定月に増額して返済する方法）のいずれかをご選択いただけます。（6か月ごとの増額返済はお借入額の40%以内とします。） ○ 返済日はあらかじめ当JAが定めた特定の日といたします。 ○ 一部繰上返済を行う場合は、約定返済日に行えるものとし、返済額は任意とします。 ○ 全額繰上返済は、任意の日に行えます。 | | | | | | | | | | | | |
| 担保 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、担保は不要です。 | | | | | | | | | | | | |
| 保証 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 神奈川県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ※最終償還時の年齢が満76歳以上の場合で、相続人（農業後継者）の存在が確認できない、債務者単体での返済能力に疑義がある等の相応の事情がある場合、保証人を求める場合があります。 法人の場合は代表者を連帯保証人としていただきます。 また、任意団体等の場合は代表者等を連帯債務者または連帯保証人としていただく場合があります。 なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。 | | | | | | | | | | | | |
| 保証料 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一括前払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。 ① 一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 <table border="1" style="margin-left: 40px; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">お借入期間</td> <td style="text-align: center;">1年</td> <td style="text-align: center;">3年</td> <td style="text-align: center;">5年</td> <td style="text-align: center;">7年</td> <td style="text-align: center;">10年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保証料（円）</td> <td style="text-align: center;">1,348</td> <td style="text-align: center;">3,842</td> <td style="text-align: center;">6,337</td> <td style="text-align: center;">8,845</td> <td style="text-align: center;">12,608</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 【例】お借入額100万円、元利均等返済方式の場合の一括前払い保証料 ② 分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年0.25%です。 ○ 保証料を一括でお支払いいただいた方が繰上返済を行った場合、繰上返済金額に対する未経過分の保証料を保証機関所定の方法で算出のうえ、一定金額を差し引いて返戻いたします。なお、繰上返済金額に対する未経過分の保証料がこの一定金額に満たない場合は返戻いたしません。 ・全額繰上返済の場合…5,000円 ・一部繰上返済の場合…5,000円/回 | お借入期間 | 1年 | 3年 | 5年 | 7年 | 10年 | 保証料（円） | 1,348 | 3,842 | 6,337 | 8,845 | 12,608 |
| お借入期間 | 1年 | 3年 | 5年 | 7年 | 10年 | | | | | | | | |
| 保証料（円） | 1,348 | 3,842 | 6,337 | 8,845 | 12,608 | | | | | | | | |

| | |
|--|--|
| <p>手数料</p> | <p>○ ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の繰上返済手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全額繰上返済（500万円未満）の場合 5,500円 ・全額繰上返済（500万円以上1,000万円未満）の場合 22,000円 ・全額繰上返済（1,000万円以上）の場合 33,000円 ・一部繰上返済の場合は、繰上返済手数料はかかりません。 <p>○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、5,500円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> |
| <p>苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容</p> | <p>○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または総合リスク管理室（電話：044-877-2186）にお申し出ください。 当組合では規制の制定など、苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当JA総合リスク管理室またはJAバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p> |
| <p>その他</p> | <p>○ お申込みに際しては、当JA、および神奈川県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p> |

JAセレサ川崎